

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文
 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正	現行
<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇十八の二（略） 十九 弗化スルフリル及びこれを含有する製剤 二十〇二十三（略） 劇物 一〇十一（略） 十一の二 四・クロロ・三・エチル・一・メチル・N・「四・（パ ラトリルオキシ）ベンジル」ピラゾール・五・カルボキサミド及 びこれを含有する製剤 十一の三〇十一の七（略） 十一の八（略） 十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次 に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (49) (略)</p> <p>(50) (S) . . . シアノ・三・フェノキシベンジル = (一) R・三 R (. . . ニ・ニ・ジメチル・三 . . . (ニ・メチル・一・プロペニル) . . . シクロプロパンカルボキシラートと) R (. . . シア ノ・三・フェノキシベンジル = (一) R・三 R (. . . ニ・ニ・ジメ チル・三 . . . (ニ・メチル・一・プロペニル) . . . シクロプロ</p>	<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇十八の二（略） 十九 削除 二十〇二十三（略） 劇物 一〇十一（略） 十一の二〇十一の六（略） 十一の七 削除 十一の八（略） 十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次 に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (49) (略)</p>

パンカルボキシラートとの混合物) (S) ・ シアノ・三・
フエノキシベンジル) (一R・三R) ・ 二・二・ジメチル・三
・ (二・メチル・一・プロペニル) ・ シクロプロパンカル
ボキシラート九一%以上九九%以下を含有し、かつ、(R) ・
・ シアノ・三・フエノキシベンジル) (一R・三R) ・ 二・
二・ジメチル・三・ (二・メチル・一・プロペニル) ・ 一・シ
クロプロパンカルボキシラート一%以上九%以下を含有するも
のに限る。) (一〇%以下を含有するマイクロカプセル製剤
(51)|
(136) (略)
十二
了六十七 (略)

十二 (50)|
了六十七 (135)|
六十七 (略)
(略)